

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年3月15日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「3月2日に、情報通信部展示会に参加させていただいた。分からない数字等が並んでいる画面を見ながら一生懸命仕事されており、私達の知らない世界で本当に頑張っている職員がいるということを感じた。やはり情報が入らないということが一番の不安材料であるので、県内に情報の空白地帯を作らない努力をされてきたことは知っていたが、その際に様々な機材を運ぶなど尽力されていることを知りとても勉強になった。日進月歩、様々なことが進化していくと、職員のスキルもアップしなくてはならず大変な部分もあるのだろうと感じながら、これからさらに頼りにされる部署だと思うので、よろしくお願ひしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨は、令和5年度組織改編等に伴い一部改正するもの。改正内容について順に説明するが、まずは岩手県警察組織規則の組織改編関係について、1つ目が、警務部警務課留置管理係を所属に格上げし、警務部留置管理課を新設するとともに、同課の所掌事務を定めるもの、2つ目が、警務部会計課施設整備室、生活安全部生活安全企画課許可等事務指導室及び警備部警備課警護対策室の3課内室を新設し、生活安全部人身安全少年課県南少年サポートセンターを廃止するもの、3つ目が、会計課施設整備室長を所属長級とすることから、室長とする職員及びその職務について定めたもの、4つ目が、駐在所の名称及び位置から「千厩警察署保呂羽駐在所」を同署藤沢駐在所に、「久慈警察署久慈湊駐在所」を同署久慈駅前交番にそれぞれ統合することから、これを削るといふものとなる。

続いて、個人情報の保護等に関する条例関係について、県民課の所掌事務のうち「個人情報の保護」といふ文言を「個人情報の保護等」に改めるものであるが、令和3年のいわゆるデジタル化法によって、個人情報関連三法が「個人情報の保護に関する法律」といふものに統合され、同法律が地方公共団体にも適用されることとなったことに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに「個人情報の保護等に関する条例」

が制定された。旧条例では、死者に関する情報も個人情報であったが、今回の法律において、個人情報とは、生存する個人の情報であると規定されているので、死者に関する情報は個人情報ではないとされた経緯がある。しかし、死者に関する情報は従来どおり保護する必要があると岩手県では考えているので、新しい条例において、別途死者に関する情報の取扱いに関し規定を整備し従来どおり保護することとしたもの。今回は、個人情報と死者に関する情報等について改正するという経緯である。

続いて、附則第2項関係であるが、岩手県留置施設視察委員会条例施行規則の一部改正について、今回新設する留置管理課が盛岡東警察署留置施設を吸収し、直轄施設化することに伴い、留置施設を管理する者に留置管理課長を加えるもの、また、岩手県留置施設視察委員会の事務を警務課から新設する留置管理課へ移管することに伴い、所管課長名を変更するものとなる。続いて、岩手県警察職員定数規則の改正については、組織改編に伴う各所属の定数を定めたもので、施行期日については、所要の手続を経て、令和5年4月1日から施行となる。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員質疑 》

「署の定数が減っているのは、留置管理の関係で本部が扱うようになったからか。」

→本部説明

「そのとおりである。」

【警備部議題】

- 天皇皇后両陛下の「第73回全国植樹祭」への御臨場及び地方事情御視察に伴う警衛について
警察本部から、「全国植樹祭開催に伴う警衛に関して、現状を踏まえた警備体制を構築し、警衛の万全を期したい。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 県民課

開示請求に係る非開示決定に対する審査請求書取下書の受理についての説明、決裁
開示請求に係る非開示決定に対する不服申立の受理についての説明、決裁
口頭により開示請求できる個人情報の廃止についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係で意見の聴取結果等についての説明、決裁

○ 監察課

県を被告とする損害賠償等請求事件の上訴に対する棄却決定についての報告
「令和4年度末退職者警察職員表彰式」における公安委員長の対応の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等の実施についての報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理についての説明
公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁
公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁

国家公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁